

中空知衛生施設組合告示 第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年・8年度において、中空知衛生施設組合が発注する次の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について、次のとおり定める。

令和8年2月17日

中空知衛生施設組合
組合長 前田 康



第1 資格

1 基本的資格要件

中空知衛生施設組合が発注する契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領（平成26年滝川市要綱第12号）第3条若しくは第8条の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、道税及び市町村税を滞納している者。ただし、審査基準日の前日までに納期限の到来しているものに限る。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当する者

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和8年2月1日とする。

3 契約の種類による資格要件等

登録参加資格：火葬場予約システム賃貸借契約

- ・審査基準日現在において2年以上その事業を営んでいること。
- ・競争入札参加資格者は、審査基準日において北海道内に本店、支店または営業所等の営業拠点を有している事業者であること。
- ・過去2年間（令和6年1月1日から令和7年12月31日）に国又は地方公共団体からの受託実績があること。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年・8年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅

するものとする。

- (1) 第1の1に定める要件に規定する者になったとき。
- (2) 第1の3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法及び提出書類等

1 申請の時期

申請の時期は、令和8年2月17日から令和8年2月27日までとする。ただし、土・日曜日及び祝日は除くものとする。

2 申請の方法及び受付場所

- (1) 申請には下記3に掲げる提出書類を作成及び添付し、A4ファイル（2穴のもの）を用意し綴じ込んだ上で、提出しなければならない。
- (2) 受付場所 中空知衛生施設組合1階 事務所

3 提出書類等

- (1) 資格審査の申請は、中空知衛生施設組合独自様式（別記第1号様式）とする。
- (2) その他の添付書類等（証明書等については、原則として申請日前3か月以内に交付されたものとする。また、証明書等の提出は複写可とする。）

① 納税証明書

ア 国税 ～申請者が法人の場合は「納税証明書その3の3」

・申請者が個人の場合は「納税証明書その3の2」

イ 都道府県が発行する納税証明書

ウ 市町村税 ～申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の市町村が発行する納税証明書

- ② 暴力団等の排除に関する誓約書
- ③ 登記事項証明書（個人の場合は、申請者の住所を管轄する市町村長の発行する身分証明書）
- ④ 直前1年間の決算書
- ⑤ 委任状（代理人を選任した場合のみ必要）

4 資格審査の再申請

- (1) 競争入札参加資格者は、営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。
- (2) 上記の再申請は、中空知衛生施設組合事務局の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。